

令和3年5月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和3年5月10日（月）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】

第3 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 非農地証明願承認について

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農地利用集積計画（案）の承認について

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農地利用配分計画（案）の承認について【中間管理】

第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農地利用配分計画（案）の承認について【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 高崎 康誌

係長

丸 山 響

事務局 皆さん、こんにちは。
忙しい中、御参加いただき、誠にありがとうございます。
ただ今から令和3年度第2回農業委員会総会を開催したいと思います。
まず、高森町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、過半数を超える全員の出席をいただきましたので、会が成立しましたことを御報告いたします。
続きまして、同規則の第4条の規定によりまして、この委員会の進行を会長にお任せすることになっておりますので、会長よろしくお願ひします。

会長 こんにちは。
大分暖かくなってまいりましたけれども、先日から田植が済んだ田んぼに氷が張って、植え直さなければならぬかなというところも、出たようなところもございましたが、徐々に暖かくなってきました。
田植えの最盛期で大変だと思いますけれども、御出席いただきまして、ありがとうございます。
本日も様々な案件がございますけれども、慎重に審議をしていただくことをお願いいたします。
では、今日は大変でございますけれども、よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、恒例の農業委員会憲章の御唱和に入ります。
9番委員さん、お願ひします。

9番委員 皆さん、よろしくお願ひします。
1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。
1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
1つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。
ありがとうございました。

事務局 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議長 進行を議長、よろしく申し上げます。
 はい。ただ今から議事に入りたいと思います。
「議第7号」
 事務局 議第7号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
 本委員会の決定に附する。
 令和3年5月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
 議長 はい。署名委員の指名に関することですが、いかがいたしまししょうか。
 (複数委員) 議長一任。
 議長 一任ということでございますので、本日は1番委員さん、2番委員さん、よろしくお願いたします。
 では、続きまして「報告第2号」
 事務局 報告第2号、農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】。
 別紙のとおり本委員会に報告する。
 令和3年5月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
 議長 報告に関することですが、事務局から報告いたします。
 事務局 報告第2号、農地法第18条合意解約についての報告を行います。
 議案書は5ページ、補足資料は2、3ページをご覧ください。
 整理番号1番の案件について御説明します。
 平成27年4月1日より、農地法第3条による賃貸借権設定が行われておりましたが、借り手の都合により返還し、再度、他の借り手が借り受ける予定です。現在までの耕作者及び新たな借り手はどちらも同一代表の農業生産法人であり、営農計画及び実質的な農業従事者に変更はないとのこと。
 続きまして、議案書は6ページ、補足資料は4ページから6ページをご覧ください。
 整理番号2番の案件について説明します。平成28年8月1日より農業経営基盤強化促進法による使用貸借権設定を行い、経営移譲を行っておりましたが、貸出人の死亡により契約を解消し、相続人が新たな借り手に貸し付ける予定です。
 続きまして、議案書は7ページ、補足資料は7ページから9ページをご覧ください。
 整理番号3番と4番の案件は、中間管理事業による同一案件のため、併せて御説明します。
 平成30年1月1日より農地中間管理事業による賃貸借権設定を行い借手において農業経営を行っておりましたが、貸出人が自身で

維持管理を行うために解約となりました。

事務局からの報告は以上です。

議長 はい。報告第2号について、1番から4番まで説明がございましたが、何か御意見等ございますか。ございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 4番についてなんですが、維持管理を自身で行うために解約というようなことですが、これは誰か確たる人がいるのか、という心配です。

事務局 そうですね。恐らく会長も、ある程度、御存事の地区だからということだと思えます。この農地が今回、整理番号4番のほうで貸し出しをされていた方が亡くなられて、相続人の方が畑の近くに大きな家があります。その家の管理の都合上、借り受け人にその農地を使わせていると、用水路の水があふれたりして、どうしても家に影響が及んでしまうというところが、今回の話のきっかけです。

この辺りはその水路の維持管理が難しいそうで、度々、水が水路からあふれているというところで、家の床下の部分が傷んだりすることがあるということです。

人に貸すのではなく、自分で最低限の管理をするからということなので、今回解約の話になっております。

維持管理につきましては、年に数回程度戻ってきて、家を守るためにされるというような意味合いが近いです。

議長 はい、了解しました。要するに荒れない程度の管理をするというようにかと思えます。

何かございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「議第8号」

事務局 議第8号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年5月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議第8号の番号1番につきましては、担当委員の4番委員、説明をよろしくお願いします。

4番委員 それでは、議第8号、農地法第4条審議資料。

1番につきましては、補足資料は11ページと12ページでございます。

転用理由、申請者等の情報は左記のとおりです。

申請地の周辺は、西側及び北側に山林が広がり、東側隣接の農地

も植林の計画が上がっております。

有害鳥獣の被害が多く、耕作に適さない自己所有地のため、スギを植林し、山林に転用したいという農地法第4条申請になります。よろしくお願ひします。

議 長
事 務 局

はい。事務局から補足があります。

それでは、ただ今の整理番号1番の案件につきまして、補足をさせていただきます。

畑1筆の農地法第4条申請です。先ほど4番委員さんから説明をされたとおり、令和2年8月3日付で既に西側隣接の農地3筆については転用許可を受けております。

すみません。先ほどの議案書、内容を打ち間違えておりました。「西側及び北側に」というふうに書いていましたが、西側及び北側、あと東の方にも少し木の列がありまして、そちらのほうにも陰るところがございました。抜けておりました。訂正、いたします。

今回申請の農地につきましても、本来であれば、当時8月3日付でまとめて許可を受けるつもりだったところ、申請から抜けておりましたため、今回、追加で申請を行うものになります。

申請書には、事業計画書、資金計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であるというふうに判断しています。

以上です。

議 長

はい。番号1につきまして、担当委員さん、事務局のほうからそれぞれ詳しい説明をいただきましたけれども、何か御意見ございますか。ございませんか。

(複数委員)

ありません。

議 長

はい。ないということですので、この決議は最後に併せてしたいと思います。続きまして番号2番にいきたいと思います。担当委員の3番委員さん、よろしくお願ひします。

3番委員

同じく9ページの番号2ですね。補足資料は13ページ、14ページになります。申請者等の情報は左記のとおりです。

申請地の周辺は、西側、東側に山林が広がり、有害鳥獣の被害が多く、耕作に適さない自己所有地のため、スギを植林し、山林に転

用したいという農地法第4条申請になります。

どうか御審議よろしく申し上げます。

議長 はい。番号2についても事務局から補足の説明がございます。

事務局 はい。議案書は9ページ、補足資料は13ページ、14ページをご覧ください。

畑1筆の農地法4条申請になります。

本申請地は、去年の11月に町の農振協議会において農振除外の申請が上がり、農振除外の許可を受けた土地になります。

申請書には、事業計画書、資金計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務は、資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農振除外が行われ、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。以上のことから、総合的に見て、本許可申請についても許可相当であるというふうに判断しております。

以上です。

議長 はい。番号2につきましても、担当委員さん、事務局から詳しい説明をいただきました。

何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。意見はないということでございますので、両案件とも申請のとおり決定をいたします。

続きまして、「議第9号」

事務局 議第9号、非農地証明願承認に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年5月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これも番号1につきましても、3番委員さん、説明をよろしく申し上げます。

3番委員 11ページ、議第9号、非農地証明願承認について。

番号1番です。補足資料は15ページから17ページとなります。申請人等の情報は左記のとおりです。

申請地は、周辺農地、山林の荒廃により、有害鳥獣の被害が多発し、20年前から現況が農地ではなくなっていることから、農地法の適用を受けない事実確認願が提出されました。

農業委員2名と事務局により現地確認において、農地への復旧見込みはないと判断し、非農地化が適当であると考えました。

よろしくお願ひいたします。

議 長
事 務 局

はい。番号1について、事務局から補足の説明をいたします。

はい。ただ今の整理番号1番の案件につきまして、補足をさせていただきます。

こちらの案件は、議第8号、農地法4条審議資料の整理番号2番の案件と関連の案件になっております。

昨年11月に農振除外の申請があり、その後、農振除外の許可が下りた4条申請地の近くの土地になります。

現況は写真のとおり、雑木が生え、営農は再開できるような状態ではなく、現況に即して非農地判断を受けたいという申請になります。

今後、非農地判断を受けた後に、農振除外の申請の内容にもありましたとおり、植林を行われるということです。

以上です。

議 長

はい。ありがとうございました。

番号1につきましては、私も立ち合わせていただきましたけれども、全くこの写真のと通りの状態です。

今、町道の拡張工事にも掛かっておりまして、ジャングルみたいな感じになっており、とてもじゃないが、農地には戻らないだろうなというような判断をさせていただきました。

何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員)

ありません。

議 長

はい。無いということでございますので、申請のと通りに番号1については承認いたします。

続きまして、番号2につきましては、状況が変わったというようなことを聞きましたので、事務局から説明をしていただきます。

よろしくお願ひします。

事 務 局

それでは、整理番号2番の案件につきまして、事務局から経緯の説明と今回の対応につきまして御説明させていただきます。

議案書11ページ、補足資料18から21ページ、整理番号2番の案件につきましては、今回の総会での審議を保留とさせていただきます。

理由といたしましては、本案件の申請地は、以前に樹芸作物を栽培していた農地なのですが、樹芸作物の管理ができなくなったとの理由で、耕作放棄地と判断されることは望ましくないため、今回は審議を保留とし、申請者と十分に今後の対応を検討した上で、改めて別の形で申請をしていただく予定です。

補足資料をご覧いただいてもよろしいでしょうか。

補足資料の19ページから21ページまでです。補足資料を見て

いただきますと分かる通り、もともと樹芸作物が育てられていました。

数年前から耕作されていた方の体調が悪くなられて、維持管理ができなくなってしまいました。

元の農地には戻せないというようなことで、最初は申請をいただいていたのですが、県の農業会議に、議案書の作成をした後に御相談させていただいたところ、当初、樹芸作物の栽培というのが人為的なものになるということです。

耕作を離れるという理由で、非農地承認願の認定との申請だが、もともと人為的に植えているものなので、植林とすごく似ている状況あるのではないかとということです。

人為的に植え付けたものを、先ほどの整理番号1番の案件と同じように、雑木とみなしてしまうことが適当ではないということです。

人為的なものなので、あくまで農地法4条申請、若しくは5条申請で転用の申請の許可を受けた上での植え付けが、正しいのではないかと御回答をいただきました。

そういう理由で、今回この非農地承認願での審議を保留とさせていただきます。

後日、改めて別の形で申請されることになると思われま

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。こういったような事情で、今回は保留にさせていただきますということ

農振協議会を経て、農振除外の申請をして、それが通ってからということになりますので、次に申請が出てくるのには、時間がかかるというようなこととございます。そのときはよろしく願いいたします。

それでは、ただ今の番号2については、以下のようなことで進めさせていただきます。

続きまして、「議第10号」

事務局 議第10号、農用経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年5月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これは報告第2号で出た関連かと思いますが、事務局から説明をしていただきます。

事務局 それでは、事務局から補足をさせていただきます。

議案書は13ページ、補足資料は23、24ページをご覧ください。

整理番号1番の案件につきましては、先ほど合意解約案件の整理番号1番との関連案件になります。利用権設定の理由につきましては、先ほどの合意解約の案件で説明しましたとおり、同一の代表が務める別の農業生産法人に貸付先を変更するために契約を結びなおすというものです。

契約期間は10年で、反当5,000円の賃貸借権設定、作付作物はキャベツなどの野菜を作るとのことです。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。実質的には何も変わらないというようなことのようにございますが、何か問題はございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 無いということでございますので、議第10号については承認をいたします。

続きまして、議第11号と12号は関連がございますので、一括して審議をしていただきたいと思います。

それでは、「議第11号」・「議第12号」

事務局 議第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について【中間管理】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年5月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

続きまして、議第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用配分計画(案)の承認について【中間管理】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年5月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議第11号・12号は関連がございますので、事務局から詳しい説明をしていただきます。お願いします。

事務局 議案書は15ページ、16ページと、飛んで18ページになります。

補足資料は26ページから28ページです。

整理番号1番の案件につきましては、議第11号と議第12号は関連案件のため、同時に説明します。

中間管理事業を活用した水田12筆の賃貸借権設定の案件になります。

議第11号が集積計画のため、土地所有者から熊本県農業公社への賃貸借権設定。

議第12号が配分計画のため、熊本県農業公社から耕作者である地域の担い手となる農事組合法人への賃貸借権設定です。

土地所有者から農業公社の間の賃貸借権設定については、契約期

間が10年で、支払方法は議案書では、その他金銭で7万円と表示されていますが、これは全筆の合計金額が7万円ということです。

農業公社から農事組合法人への配分計画については、契約期間が5年で、支払方法や金額については先ほどと同等になります。

契約期限の5年が来る際に、引き続き契約を継続させたい場合には、再度更新という形で6年目から10年目の契約が開始されることになっています。

作付作物は一般田のため、水稻です。

事務局からの説明は以上です。

議長 これが、皆さん、いつもお話をするように、土地所有者が中間管理機構に貸し付けて、それを法人へ貸し出す形の案件でございます。

何か御意見ございますか。ありませんか。

これは1番委員さんのところの法人が請け負うということになりますか。

1番委員 はい。

議長 何もございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。無いというようなことでございますので、このように決定をいたします。

本日は、以上で議事は終わりたいと思います。

ありがとうございました。